

資料4

学校給食費について

学校給食法第11条（経費の負担）

学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費という。」）は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

	あ ま 市	
小学校調定総額	227,497,208円	
中学校調定総額	132,332,830円	
計	359,830,038円	
小学校納入総額	226,796,658円	
中学校納入総額	131,603,551円	
計	358,400,209円	
	人 数	金 額
R1未納額（小学校）	44人	700,550円
R1未納額（中学校）	45人	729,279円
未 納 計	89人	1,429,829円

小学生 1食あたり 250円

中学生 1食あたり 280円

（小・中学生には1食あたり10円の公費負担を行っている）